

J:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款  
(一般コース)

2026年10月1日実施

JCOMマーケティング株式会社

目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 料金 .....	1
4. その他 .....	1
料金表 .....	2
付則 .....	6

## 1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

「一般コース」とは、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

## 2. 適用条件

本個別約款は、お客さまが一般コースを希望された場合に、適用いたします。

## 3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又はJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19（2）②を以下のとおり読み替えるものといたします。

### ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が177,860円以上となった場合は、177,860円といたします。

(算 式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9476

+ トン当たりLPG平均価格×0.0569

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

## 4. その他

その他の事項については、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款を適用いたします。

## 料金表

### 料金表 I 基本料金等

#### 第1表 ガス利用料

##### 1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

##### 2. 料金表

###### ① 料金表A

###### イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

###### ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

###### ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

###### ② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 364. 81 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	144. 52 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 635. 74 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	139. 10 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表 D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 074. 72 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	134. 71 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,506.75円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,834.72円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	126.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,981.94円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	120.32円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	7,307.87円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	120.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 延滞手数料 400 円 (税込 440 円)

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年3月29日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年10月1日から実施します。

この期日より、当社は一般コースの申し込みを承諾しません。ただし、既に大阪ガスと「一般料金契約」を締結しているお客さまの申し込みについてはこの限りではありません。

### 2. 「19 単位料金の調整」(2)②について

各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第548条の4およびJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款2の規定により、上限価格を見直すことがあります。